

11月5日は 津波防災の日 世界津波の日



11.5
津波防災の日

津波防災の日について

津波対策の推進に関する法律の制定

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を教訓として、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 23 年 6 月に「津波対策の推進に関する法律」が制定された。

同法では、津波対策に関する観測体制の強化、調査研究の推進、被害予測、連携協力体制整備、防災対策の実施などを規定するとともに、11 月 5 日を「津波防災の日」と定めた。

津波防災の日（11 月 5 日）

11 月 5 日の「津波防災の日」には、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、全国各地で防災訓練の実施やシンポジウム等を開催している。

「津波防災の日」の由来

嘉永 7 年（1854 年）11 月 5 日の安政南海地震（M 8.4）で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人々を高台に避難させて命を救った「稲むらの火」※の逸話にちなんだ日である。※小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が「稲むらの火」の逸話をもとに「A Living God」を書いた。